

京都市上下水道局職員の標準的な職を定める規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第7号

京都市上下水道局職員の標準的な職を定める規程等の一部を改正する規程

(京都市上下水道局職員の標準的な職を定める規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局職員の標準的な職を定める規程の一部を次のように改正する。

本則の表中「， 監察監」を「及び監察監」に改め，「， 経営ビジョン策定・防災担当部長， 経営政策担当部長， 財務・資産活用担当部長」を削り，「， 鳥羽水環境保全センター所長」を「及び鳥羽水環境保全センター所長」に，「副室長， 課長」を「課長， 副室長」に改め，「， 財産管理担当課長， コンプライアンス担当課長， 人材育成担当課長， 業務管理担当課長， 料金・システム企画担当課長， 京北分室担当課長」を削り，「， 吉祥院支所長」を「及び鳥羽水環境保全センター吉祥院支所長」に，「， 担当課長補佐」を「及び担当課長補佐」に，「， 支所長（吉祥院支所長）」を「及び支所長（鳥羽水環境保全センター吉祥院支所長）」に改める。

(京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部改正)

第2条 京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「部付」の右に「， 室付」を加える。

別表中「， 経営ビジョン策定・防災担当部長， ， 経営政策担当部長， ， 財務・資産活用担当部長」を「， 資産・拠点整備担当部長」に，「， 財産管理担当課長， ， コンプライアンス担当課長， ， 人材育成担当課長， ， 業務管理担当課長， ， 料金・システム企画担当課長， ， 京北分室担当課長」を「， ， 広報・ICT担当課長， ， 拠点整備担当課長， ， 京北分室担当課長， ， 監理検査担当課長， ， 庁舎管理當繕担当課長」に改める。

(京都市上下水道局水道技術管理者の職務等に関する規程の一部改正)

第3条 京都市上下水道局水道技術管理者の職務等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第3条第1号に掲げる職務の項中「給水課長， 配水課長」を「水道管路課長」に改め，同表第3条第3号に掲げる職務の項中「経営ビジョン策定・防災担当部長」を「総

務部長」に、「資器材・防災センター所長，業務管理担当課長」を「お客さまサービス推進室管理課長」に、「給水課長」を「水道管路課長」に改め，同表第3条第5号に掲げる職務の項中「，人材育成担当課長」を削り，同表第3条第7号に掲げる職務の項中「，経営ビジョン策定・防災担当部長」を削り，「業務管理担当課長」を「お客さまサービス推進室管理課長」に、「給水課長，配水課長」を「水道管路課長」に改め，同表第3条第8号に掲げる職務の項中「給水課長，配水課長」を「水道管路課長」に改める。

(京都市上下水道局契約規程の一部改正)

第4条 京都市上下水道局契約規程の一部を次のように改正する。

第8条第2項ただし書中「上下水道局総務部用度課」を「上下水道局総務部契約会計課」に改める。

附 則

この規程は，平成30年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)